

『太平經』丁部 六葉表十行目く七葉表五行目

二〇二二年三月六日 担当 二ノ宮聡

【原文】

上古之人、失得來事、表裏上下、觀望四方、四維之外、見其紀綱。歲月相推、神通更始、何有極時。星數之度、各有其理、未曾有移動、事輒相乘、無有復疑。皆知吉凶所起。故置曆紀。三百六十日、大小推算持之、不滿分數、是小月矣。春夏秋冬、各有分理、漏刻上下、水有遲快、參分新故、各令可知、不失分銖。各置其月、二十四氣前後、箭各七八、氣有長日、亦復七八、以用出入。

【書き下し】

上古の人、來事を失得し、表裏上下、四方四維の外を觀望し、其の紀綱を見る。歲月相い推し、神通更に始まり、何ぞ時極まる有らん。星數の度、各おの其の理有り、未だ曾て移動有らず、事輒ち相乗するも、復た疑う有る無し。皆な吉凶の起きる所を知る。故に曆紀を置く。三百六十日、大小の推算之を持し、分數滿ちざれば、是れ小月なり。春夏秋冬、各おの理を分かつ有り、漏刻は上下し、水に遲快有り、新故を參分し、各おの知らしむべからしめ、分銖を失わず。各おの其の月を置き、二十四氣前後、箭各おの七八、氣長日有れば、亦た七八に復し、以て出入を用ふ。

【現代語訳】

上古の人は、これから先の出来事の損得を考え、表層から深層へ、上から下へと、四方を觀察して、四隅以外まで、天下の綱紀を見わたしていた。歳と月は互いに進んでいき、神通は更に始まるので、なにゆえ時が果てることであろうか。星數の度はそれぞれに理が有り、これまで変動は無かったのに、何か起こったとしてもそれは相乗であり、疑うべきことではない。皆な吉凶が起きた理由を知っている。よって曆法が作られた。(一年を)三百六十日として、(日數の)大法と小法を用いて計算して、日にちが不足すれば(三十日に足らなければ)小月である。春夏秋冬は、それぞれに理が分かれており、漏刻の水は上下し、水の流れる方に速い遅いが有るので、新しいものと古いものを分けて、皆に知らしめ、少しの間違いないようにする。それぞれ具体的に月を定め、二十四節氣の各節氣は前と後があり、箭はそれぞれ(七八)十五日間を指す。節氣が長日であれば、節季の前後の日はそれぞれ七、八日間となり、よって人々の出入りがおこなわれる。

【注】
來事

『太平經』一一九卷「有過死謫作河梁誠第一百八十八」

上古之時，神聖先知來事，與天共治，分布四方上下中央，各有部署，秩除高下，上下相望，不肅而成，皆為善。恐有不稱，皆同一心。天有教使，奔走而行，以雲氣為車，駕乘飛龍，神仙從者，自有列行，皆持簿書，不動自齊。恐有所問，動有規矩，得其所行。春行生氣，夏成長，秋收，使民得以供祭，冬藏餘糧，復使相續，既無解時。

紀綱

『老子德經』「制惑第七十四」

民不畏死，奈何以死懼之。若使民常畏死，而為竒者，吾得執而殺之，孰敢。常有司殺者。夫代司殺者，是謂代大匠斲。夫代大匠斲者，希有不傷手者矣。

人君行刑罰，猶拙人代大匠斲，則方圓不得其理，還自傷。代天殺者失紀綱，不得其紀綱，還受其殃也。

神通

『漢書』卷二十五上「郊祀志第五上」

乃召問卿。對曰「受此書申公，申公已死。」上曰「申公何人也？」卿曰：「齊人，與安期神通，受黃帝言，無書，獨有此鼎書。曰『漢興復當黃帝之時。』」曰「漢之聖者，在高祖之孫且曾孫也。寶鼎出而與神通，封禪。封禪七十二王，唯黃帝得上泰山封。」

極時

『太平經』卷四十八「三合相通訣第六十五」

純謹再拜「請問一事。」「真人所疑者何等也哉？」「朝學暮歸常居靜處思其要意不敢有懈也。今天師書辭常有上皇太平氣且至今是何謂為上？何謂為皇？何謂為太？何謂為平？何謂為氣？」「真人今且何睹何疑一時欲難問微言意哉？」「所以及天師遍具問書文意者書上多道上皇氣且至而不得其大要意。今不及天明師訣問之恐後遂無從得知之故敢不具問之也。」「善哉子之言萬世不可易也。夫天至道大德盛仁時已到皇靈樂人急行之故天氣諷子之心使子旦夕問天法察察吾甚怪之。」「諾。」「真人安坐為子具分解其字意使可傳而無極時。然上為字者一畫也中央復畫一直上行復抱一一而上得三一上行而不止不復下行也故名為上者迺其字無復上也。」

星數之度

『周易參同契通真義』「言不苟造章第九」

言不苟造，論不虛生，引驗見效，校度神明，推論結字，原理為證。坎戊月精，離巳日光，日月為易，剛柔相當，土旺四季，羅絡始終，青赤黑白，各居一方，皆秉中宮，戊巳之功。

聖人不苟造，虛言以惑後人，故引驗日月，推效神明，分擘剛柔，指陳金水。喻龍虎而取象，運陰陽而採精，以五土而終功，以四季而結裹，遂得青赤白黑，循環而皆稟戊己也。坎戊月精者，月陰也，戊陽也，乃陰中有陽，象水中生金虎也。離己日光者，日陽也，己陰也，乃陽中有陰，象火中生汞龍也。故修丹採日月之精華，合陰陽之靈氣，周星數滿，陰陽運終，盡歸功于土德，而神精備矣。推類結字者，蓋易字象日月也。

相乘

『漢書』卷二十一上「律曆志第一上」

五星之合於五行，水合於辰星，火合於熒惑，金合於太白，木合於歲星，土合於填星。三辰五星而相經緯也。天以一生水，地以二生火，天以三生木，地以四生金，天以五生土。五勝相乘，以生小周，以乘乾坤之策，而成大周。陰陽比類，交錯相成，故九六之變登降於六體。三微而成著，三著而成象，一象十有八變而成卦，四營而成易，為七十二，參三統兩四時相乘之數也。參之則得乾之策，兩之則得坤之策。

歷紀

『漢書』卷二十六「天文志第六」

古曆五星之推，亡逆行者，至甘氏、石氏經，以熒惑、太白為有逆行。夫曆者，正行也。古人有言曰：「天下太平，五星循度，亡有逆行。日不食朔，月不食望。」夏氏日月傳曰：「日月食盡，主位也。不盡，臣位也。」星傳曰：「日者德也，月者刑也，故日日食修德，月食修刑。」然而曆紀推月食，與二星之逆亡異。熒惑主內亂，太白血兵，月主刑。

小月

『漢書』卷二十一上律曆志第一上」

堯復育重，黎之後，使纂其業，故書曰：「乃命羲、和，欽若昊天，曆象日月星辰，敬授民時。」一歲三百有六旬有六日，以閏月定四時成歲，允釐百官，衆功皆美。」師古曰：「此皆虞書堯典之辭也。欽，敬；若，順也。昊天，言天氣廣大也。星，四方之中星也。辰，日月所會也。羲氏、和氏、重、黎之後，以其繼掌天地，故堯命之，使敬順昊天，曆象星辰之分節，敬記天時，以授下人也。匝四時凡三百六十六日，而定一歲。十二月月三十日，正三百六十日，則餘六日矣。又除小月六日，是為歲有餘十二日，未盈三歲，便得一月，則置閏焉，以定四時之氣節，成一歲之曆象，則能信理百官，衆功皆美也。」

分銖

『說文解字注』

銖也。尚書釋文引六銖也。六誤衍。鄭注攷工記曰。許叔重說文解字云。銖，緩也。今東萊謂大半兩為鈞。十鈞為環。環重六兩大半兩。緩銖似同矣。周禮職金正義曰。夏侯，歐陽說。墨

罰疑赦。其罰百率。古以六兩爲率。古尚書說百鍰。鍰者、率也。一率、十一銖二十五分銖之十三也。百鍰爲三斤。

【原文】

祠天神地祇、使百官承漏刻期、宜不失。脫之爲不應、坐罪非一。故使晝夜有分、隨日長短、百刻爲期、不得有差。有德之國、日爲長、水爲遲、一寸十分、應法數。今國多不用、日月小短、一刻八九、故使老人歲月、當弱反壯、其年自薄、何復持長時。如使國多臣、樞機衡舒遲、後生蒙福、小得視息、不直有惡、復見伐矣。

【書き下し】

天神地祇を祠り、百官をして漏刻の期を承けせしめ、宜しく失わざるべし。之を脱し應ぜざる爲せば、罪に坐すこと一に非ず。故に晝夜をして分有らしめ、日の長短に随い、百刻を期と爲し、差有るを得ず。有徳の國、日は長爲り、水は遲爲り、一寸は十分、法數に應ず。今の國多く用いず、日月は小短、一刻は八九、故に老人の歲月をして、弱に當るも壯に反し、其の年自ら薄まる。何ぞ復た長時を持たん。如し國の多臣をして、樞機衡を舒遲せしめば、後生は福を蒙り、少しく視息を得る。不直有惡たれば、復た伐たれん。

【現代語訳】

天神地祇を祠り、百官には漏刻の時刻をしっかり遵守させる。これを守らず遵守しないのであれば、その罪は一つではない。よって昼と夜には区別があり、日の長短に基づき、百刻の期が分けられ、誤差が生じないのである。有徳の国では、昼間の時間は長く、漏刻の水が落ちるのは遅く、一寸を十分にわけることで、天の法数に適応している。だが、現在の国々では、多くがこれを用いておらず、日や月は短くなっており、一刻は八・九となって（時間が早くながれている）。そのため老人の年齢は本来は若いのが年取ることになり、年齢が自ずとはやくせまってくる。なにゆえ長寿を得られようか。もし国家に多くの臣下たちが（ちゃんとはたらき）、樞機衡（北斗星）をゆっくり動かせれば、後代に生まれた者は福を被り、わずかな壽命を増やすことができる。（しかし）不正や悪い事を行えば、再び壽命を伐たれるであろう。

坐罪

『漢書』卷七十八「蕭望之傳第四十八」

本朝所仰、至不奉法自修、踞慢不遜擯、受所監臧二百五十以上、

師古曰「二百五十以上者、當時律令坐罪之次、若今律條言一尺以上、一疋以上矣。」

樞機衡

『太平御覽』卷第五天部五

『春秋運斗樞』曰、北斗七星、第一天樞、第二璇、第三機、第四權、第五玉衡、第六闔陽、第七搖光。第一至第四為魁、第五至第七為杓、合為斗、居陰布陽、故稱北。

又曰、五帝所行、同道異位、皆循斗樞機衡之分、遵七政之紀、九星之法。

視息（少しの壽命）

『太平經』卷一百一十四「不承天書言病當解謫第二百二」

人復言之、并加其罪。聞亦然。錢財小故、不自努力周進、治生有利、而反賣舌於人、相陷罪名、是正惡、何復久生。長吏所疾、令不得生、是誰之過乎。皆從惡弊人出、父母愁毒、宗家患毒、為行如此、亦何所望、而欲得久視息哉。